

奈良県告示第二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第五  
十条の二の規定により、指定施術者から次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。  
平成二十六年四月十五日

奈良県知事 荒井正吾

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	廃止年月日
江邊 亮太	あんど鍼灸整骨院 生駒郡安堵町東安堵九〇〇― 一	平成二十六年二月二十八日
寺田 猛	桜井やまと整骨院 桜井市外山一〇三四―一四	平成二十六年三月二十六日